千曲市告示第100号

長野県知事より、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があったため、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年10月9日

千曲市長　小川　修一

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市（次の図に示す部分に限る）

2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

長野県報

10月1日（木）
令和８年
（2026年）
第747号

目　次

規　則

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則の一部を改正する規則（人権・男女共同参画課）……1

一時保護委託者の登録等の基準に関する条例施行規則（こども・家庭課児童相談・養育支援室）……2

告　示

救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回（医療政策課）……2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（５件）（森林づくり推進課）……2

公共測量の実施（４件）（建設政策課）……6

公共測量の終了（３件）（建設政策課）……6

都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課）……7

宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞（建築住宅課）……7

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（２件）（道路管理課）……8

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（２件）（道路管理課）……9

公　告

都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）……10

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）……11

土地改良事業計画の変更の認可（農地整備課）……12

開発行為に関する工事の完了（２件）（都市・まちづくり課）……12

特定調達契約に係る落札者の決定（地域福祉課）……13

正　誤（園芸畜産課）……13

規則

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和８年10月１日

長野県知事　阿　部　守　一

長野県規則第49号

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則の一部を改正する規則

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則（平成15年長野県規則第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「第17条第１項」を「第23条第１項」に、「第18条第１項」を「第24条第１項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人権・男女共同参画課

２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
　ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　伊那市（次の図に示す部分に限る。）
　イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第387号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年10月１日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　千曲市（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
３　変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
　ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　千曲市（次の図に示す部分に限る。）
　イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第388号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和８年10月１日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　諏訪郡富士見町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士見町（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備

保安林指定施業要件変更予定告示附属明細書

令和８年10月１日長野県告示第387号附属

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

別紙県報告示のとおり。

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

千曲市（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の８以上の箇所とする。

(2)　立木の伐採の限度

ア　伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、千曲川下流の土砂の流出の防備のために指定された保安林又は当該保安林が２以上あるときはその集団のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林又はその集団についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が２以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第１項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ　伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所あたりの面積の限度は、10.0ヘクタールとする。

ウ　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の３を超えるときは、10分の３とする。）を乗じた材積とする。

エ　(3)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の４を超えるときは、10分の４とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては、10分の４（次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

$$\frac{V_0 - V_S \times \frac{7}{10}}{V_0}$$

V_0は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_Sは、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ　伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の８を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

⑶ 植栽

ア　次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満１年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタールあたり次に掲げる植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

千曲市（次の図に示す部分に限る。）　所在の森林

スギ（2,700 本）、ヒノキ（3,000 本）、サワラ（3,000 本）、アカマツ（3,000 本）、カラマツ（3,000 本）、クヌギ（3,000 本）、ブナ（3,000 本）、ナラ類（3,000 本）、その他当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の針葉樹（3,000 本）又はその他当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000 本）

イ　アに掲げる森林において択伐による伐採をした場合にあっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に、それぞれ、アに掲げる樹種の満１年生以上の苗を、おおむね、１ヘクタールあたりアに掲げる植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

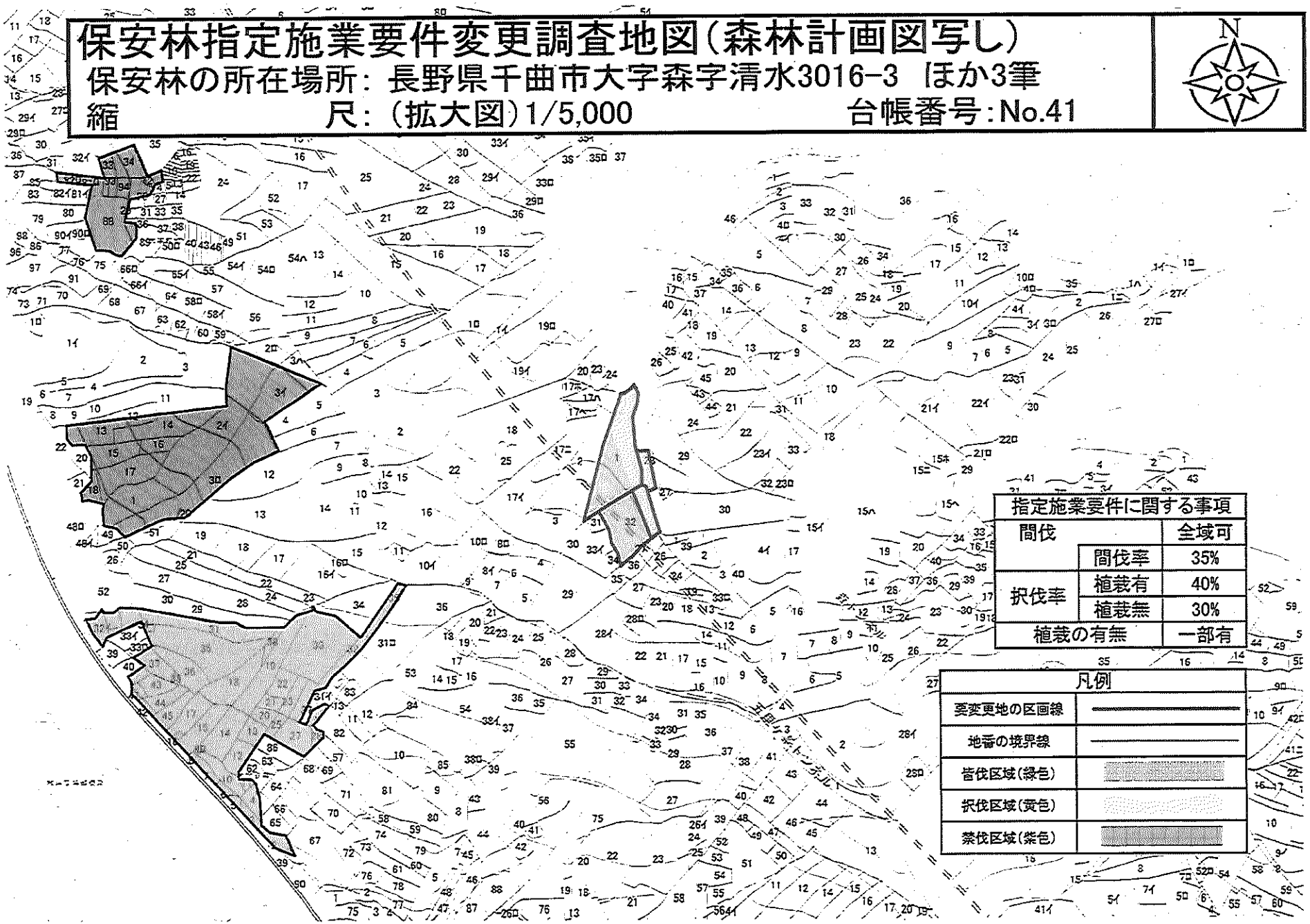
ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「当該許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

（「次の図」は、保安林指定施業要件変更調査地図のとおり。）

保安林指定施業要件変更調査地図（森林計画図写し）

保安林の所在場所：長野県千曲市大字森字清水3016-3　ほか3筆

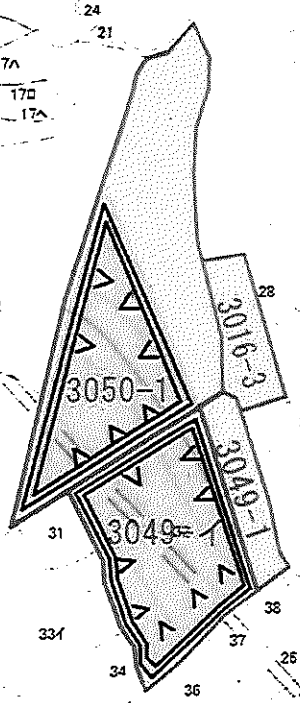
縮　　尺：（拡大図）1/5,000　　台帳番号：No.41



保安林指定施業要件変更調査地図（森林計画図写し）

保安林の所在場所：長野県千曲市大字森字清水3016-3　ほか3筆

縮　　尺：（拡大図）1/2,000　　台帳番号：No.41



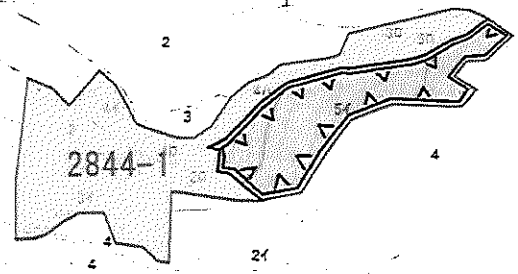
指定施業要件に関する事項		
間伐		全域可
択伐率	間伐率	35%
	植栽有	40%
	植栽無	30%
植栽の有無		一部有

凡例	
変更地の区画線	
地番の境界線	
皆伐区域（緑色）	
択伐区域（黄色）	
禁伐区域（紫色）	
植栽区域（一部の場合表記）	

保安林指定施業要件変更調査地図（森林計画図写し）

保安林の所在場所：長野県千曲市大字森字鏡台山2844番地1

縮　　尺：1/5,000　　台帳番号：No.43



指定施業要件に関する事項		
間伐		全域可
択伐率	間伐率	35%
	植栽有	40%
	植栽無	30%
植栽の有無		一部有

凡例	
変更地の区画線	
地番の境界線	
皆伐区域（緑色）	
択伐区域（黄色）	
禁伐区域（紫色）	
植栽区域（一部の場合表記）	